

# IR（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼 実施要領

## 1 趣旨

横浜市では、平成 26 年度から 28 年度の 3 か年にわたって、IR（統合型リゾート）等の基礎的な調査を行ってきました。

この度、特定複合観光施設区域整備法、いわゆる IR 整備法が成立し、政府の考え方や日本型 IR に関する様々な情報が明らかになってきたことから、横浜市では、それらを踏まえて、「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査業務委託（その 4）」（以下、「委託調査」という。）を実施することとしました。

そこで、本情報提供依頼（以下、「本件」という。）では、横浜における IR の事業性、想定される開発コンセプト、IR の経済的、社会的効果などや、想定される懸念事項などとその対応策について、事業者の皆さまへ情報提供を依頼します。本件は、横浜市において IR を導入する・しないの判断材料のひとつとすることを目的としています。

本件は、IR 事業についてトータルで情報提供できることを前提に実施し、また、提出された調査票等の内容について、必要に応じ、ヒアリングの実施も予定しています。

なお、提供していただいた情報については、事業者様へ確認のうえ、調査報告書としてまとめ、市民に公開します。

※ IR 整備法では、IR とは、「カジノ施設と①国際会議場施設、②展示施設等、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客機能施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であって、民間事業者により一体として設置・運営されるもの」と定義されています。

## 2 参加資格

本件にご協力いただく事業者（以下、「参加者」という。）は、以下の要件を満たすことを条件とします。

### (1) 参加資格要件

- ア 法人又は複数法人で構成するグループとし、グループで参加する場合は代表法人を定めること
- イ 横浜市で IR 事業についてトータルで情報提供する意思があること
- ウ 【別紙 1】「IR（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼項目（調査票）」に掲げる全ての項目について情報提供いただけること

### (2) 参加除外要件

以下のいずれかに該当する場合は、参加者として認めません。

- ア 経営不振の状態（破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形取引停止処分等がなされている状態をいう。）にある者
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

### **3 基本条件**

本件の実施にあたっては、以下の項目を基本条件とします。

- (1) 横浜市では I R を導入する・しないについて判断しておらず、情報提供により横浜市への I R の導入を保証するものではないこと。
- (2) 中期 4 か年計画など、横浜市が策定している計画等を踏まえた情報提供とすること。
- (3) I R 整備法や現行の各種法令等を順守しつつ、実現可能な情報提供とすること。
- (4) 1 参加者あたり 1 情報提供とすること。
- (5) 調査票の全ての項目について情報提供とすること。

※一部項目のみの情報提供は、ご遠慮願います。

### **4 ヒアリングの実施**

提出された調査票等の内容について、必要に応じてヒアリングをご依頼させていただきます。

### **5 本件の結果**

本件は横浜市が行う I R に関する調査・分析等のひとつとして実施するものです。提供していただいた情報は、調査報告書及び概要版にまとめ、横浜市のホームページで公表するなど、市民が I R を理解するための資料として活用していきます。

### **6 参加登録**

本件は、登録制で行います。ご協力いただける場合は、参加登録が必要となります。参加意向申出書（別紙（様式 1 - 1）又は別紙（様式 1 - 2））に必要事項をご記入のうえ、期限までに電子メールにてお送りください。受付完了後、メールで受付済票をお送りします。

- (1) 申込期限

平成 30 年 8 月 7 日（火） 午後 5 時 15 分まで（必着）

- (2) 申込方法

電子メール：[ss-toshidukuri@city.yokohama.jp](mailto:ss-toshidukuri@city.yokohama.jp)

《注意事項》 ・送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。  
・メール件名は【参加申込】（法人名）としてください。

- (3) 提出書類

参加意向申出書（別紙（様式 1 - 1）又は別紙（様式 1 - 2））

- (4) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1

横浜市政策局政策部政策課 担 当：萩原、吉村、川崎

電話番号：045（671）4135

電子メール：[ss-toshidukuri@city.yokohama.jp](mailto:ss-toshidukuri@city.yokohama.jp)

## 7 事前説明会の開催

本件を行う趣旨、横浜市が求める情報の概要、実施要領の内容などを説明する事前説明会を開催します。

**事前説明会は、本件の参加登録者を対象に行います。**事前説明会に参加を希望される場合は、参加意向申出書（別紙（様式1-1）又は別紙（様式1-2））に必要事項をご記入のうえ、期限までに電子メールにてお送りください。受付完了後、メールで事前説明会出席依頼票をお送りします。事前説明会当日は、印刷して持参してください（お持ちでない場合は、事前説明会に参加できません）。

(1) 開催日時

平成30年8月20日（月） 午後2時～3時（予定）

(2) 場所

会場は、市庁舎周辺で現在調整中です。決定後、事前説明会参加申込み者にお知らせいたします。

(3) 申込期限

平成30年8月7日（火） 午後5時15分まで（必着）

(4) 申込方法

電子メール：[ss-toshidukuri@city.yokohama.jp](mailto:ss-toshidukuri@city.yokohama.jp)

《注意事項》 ・送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。  
・メール件名は【参加申込】（法人名）としてください。

(5) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市政策局政策部政策課 担当：萩原、吉村、川崎

電話番号：045（671）4135

電子メール：[ss-toshidukuri@city.yokohama.jp](mailto:ss-toshidukuri@city.yokohama.jp)

(6) 事前説明会の留意事項

ア 事前説明会への参加は、1参加者（グループの場合も同じ）あたり2名までとします。グループ参加の場合は、代表法人以外からの参加も可とします。

イ 事前説明会当日は、事前説明会出席依頼票及び顔写真付身分証と名刺を1枚ご用意ください。申込者本人以外は参加できません。

ウ 事前説明会は日本語で実施しますので、参加者において必要に応じて通訳を用意するなどの対応をお願いします。資料についても、日本語のみとなります。

エ 事前説明会会場での電子機器等による録音・録画・写真撮影については、ご遠慮願います。

オ 事前説明会は原則、非公開ですが、報道機関による冒頭あいさつ等の撮影が行われる可能性がありますのでご了承ください。

カ 事前説明会の参加後に、本件への協力をご辞退いただいても構いません。

## 8 質問書の提出

本件について質問のある場合は、【別紙2】質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、横浜市政策局のホームページ上にて公表します。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要です。

### (1) 提出期限

平成30年8月24日（金）午後5時15分まで（必着）

### (2) 提出方法

電子メール：[ss-toshidukuri@city.yokohama.jp](mailto:ss-toshidukuri@city.yokohama.jp)

《注意事項》 ・送付後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。  
・メール件名は【質問書】（法人名）としてください。

### (3) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市政策局政策部政策課 担当：萩原、吉村、川崎

電話番号：045（671）4135

電子メール：[ss-toshidukuri@city.yokohama.jp](mailto:ss-toshidukuri@city.yokohama.jp)

### (4) 回答日及び方法

平成30年9月7日（金）までに、横浜市政策局のホームページにて回答します。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/ir/index.html>

## 9 調査票の作成及び提出

### (1) 調査票の作成

ア 【別紙1】「IR（統合型リポート）に関する事業者への情報提供依頼項目（調査票）」により作成してください。

イ 記載欄が不足する場合は、A4判もしくはA3判で別途添付されても構いません。添付資料の様式は自由ですが、添付する資料の合計は、A4判で数えて20ページ（A3判で数えて10ページ）までをお願いします。

ウ 参加者の概要を別途添付してください。（A4判1ページ程度）

※グループで参加の場合、代表法人の会社概要のほか、代表法人以外の法人概要についても可能な限りご提出ください。

### (2) 提出期間

平成30年9月10日（月）～9月21日（金）午後5時15分まで（必着）

### (3) 提出方法

郵送又は持参

《注意事項》 ・郵送の場合、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。  
・持参の場合、平日の午前9時～正午と午後1時～5時15分に、提出先にて受付けます。

### (4) 提出部数

紙媒体：5部、電子データ：一式（CD・DVDに記録したもの）

※電子メールでの提出は、ご遠慮願います。

### (5) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市政策局政策部政策課 担当：萩原、吉村、川崎

電話番号：045（671）4135

## 10 調査票の取扱い

提出された調査票等の内容については以下のとおり取扱います。

- (1) 本件で提供していただいた情報（ヒアリング時の内容を含む）について、横浜市の施策としての採用や実現を保証するものではありません。
- (2) 本件で提供いただいた情報は、調査報告書などで市民への公開を予定していますが、参加者が公にしないことを条件として提供する情報については、以下のア～オの場合を除き、第三者に対して公表・提供をしませんので、情報提供時にその旨を明示してください。
  - ア 本件の遂行に必要な範囲において、関係行政機関で利用する場合
  - イ 本件の遂行に必要な範囲において、委託調査の受託者・外部有識者・コンサルタント・弁護士・公認会計士等の第三者に対し、非公表・非開示・非提供を約させたうえで提供する場合
  - ウ 提供した参加者が同意した場合
  - エ 法令等により提供等が要求される場合
  - オ I R 事業の検討に支障をきたさなくなった場合
- (3) 提出物の所有権、及び横浜市が示した資料の著作権は横浜市に帰属し、提供された情報等にかかる著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等は、提供者に帰属します。
- (4) 写真、図表等を含めて横浜市が調査報告書としてとりまとめるにあたって、知的財産権に係る紛争が生じないようにしてください。
- (5) 参加者からの提出書類については、返却しません。
- (6) 調査票で使用する言語は、日本語とします。
- (7) 表示単位は、以下の通りとします。
  - 面積：ヘクタール (ha) 又は平方メートル (m<sup>2</sup>)
  - 長さ：メートル (m) 又はミリメートル (mm)
  - 通貨：日本円 (¥)

## 11 その他の留意事項

- (1) 本件への協力は、自己の費用と責任において行うものとし、参加に関連して自己又は第三社が被る損失・損害について、横浜市はいかなる責任も負いません。
- (2) 本件は、提供いただく情報の優劣の選定や評価を目的としていません。
- (3) 本件への参加・不参加が、今後、横浜市が実施する様々な事業についての事業者選定等の際の評価対象となるものではありません。
- (4) 本件のご協力状況については、適宜、公表する予定です。
- (5) 本件にかかる提供情報のとりまとめや分析等の補助業務については、横浜市が実施する委託調査の受託者に業務支援を得る予定です。
- (6) 本件の提出資料、事前説明会、ヒアリングにおいて使用する言語は日本語とします。必要に応じて、応募者において翻訳・通訳の用意をお願いします。
- (7) 本件を実施期間中（調査票提出期限の9月21日（金）まで）、本件にご協力いただく事業者（参加者）と、横浜市との面談は差し控えさせていただきます。

## **12 担当部署**

横浜市：政策局政策部政策課 担当：萩原、吉村、川崎

住所：神奈川県横浜市中区港町1-1

電話番号：045 (671) 4135

電子メール：[ss-toshidukuri@city.yokohama.jp](mailto:ss-toshidukuri@city.yokohama.jp)